

# 令和4年4月1日付任用 帯広市会計年度任用職員募集要項（観光交流課 親善交流係）

## 1 受付期間

令和4年3月1日（火）から令和4年3月9日（水） 受付時間は午前8:45から午後5:30 ※土日祝日を除く

## 2 申込方法

受付期間内に**応募用エントリーシート（※1）**もしくは**市販の履歴書と、作文（自筆）**を郵送（※2）または持参により提出してください。

（※1）エントリーシートは帯広市ホームページ（<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/1007255/1007263/1011027.html>）からダウンロードできます（自筆・PCいずれも可）。

（※2）郵送の場合は3月9日（水）必着です。



エントリーシートは、  
こちらから  
ダウンロードできます

### ★作文のテーマについて★

『私が帯広市会計年度任用職員に応募する理由』と題して、職務経歴・知識・経験等の自己PRを織り交ぜ 400字以内にまとめてください。

※作文は**自筆（パソコンでの記載不可）**です。

※期日までに作文の提出がない場合は、面接試験を受けることは出来ませんのでご注意ください。

### = 提出先 =

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 市庁舎7階 帯広市観光交流課親善交流係（会計年度任用職員採用担当宛）

### = エントリーシート及び履歴書等に関する注意事項 =

- 保有資格等を必ず明記してください。
- 提出いただいたエントリーシートもしくは履歴書、作文は返却しません。
- エントリーシートはA4縦（両面）で印刷し、提出してください。

## 3 任用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日（1会計年度）

業務が継続し勤務状況が良好であれば、公募によらず翌年度1年間再度任用されます。

## 4 応募資格

- 各職の「必要資格」を満たしている方。
- 地方公務員法第16条に該当しない方（以下、地方公務員法第16条抜粋）。 ※該当する方はお申し込みできません。
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 帯広市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者
  - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、日本国籍を有しない人は採用後において公権力を行使する業務または公の意思形成への参画に携わる職に従事することができません。

## 5 募集職種・必要資格

### 事務員Ⅱ

番号	所属課 (勤務場所)	主な業務内容(※1)	募集 人数	再度任用 の上限 回数	報酬 (※2)	勤務日 勤務時間/休憩時間	時間外 勤務	加入 保険	必要資格	職務等 に関する 問合せ
1	観光交流課 (市役所本庁舎)	・JICAが行う開発途上等の外国人研修員向け研修の企画、調整、運営、精算に関する業務 ・姉妹都市交流及び国際協力事業の実施	1名	4回	ウ	・月～金のうち4～5日間 ・週29時間勤務 ・8:45～17:30の間の5時間～7時間45分勤務（休憩60分） ※休日勤務あり（研修運営業務で年10回程度（1回あたり7時間程度）	あり (月平均10時間程度)	健康保険 厚生年金 雇用保険	・左記の業務を遂行可能な英語力（TOEIC700点以上相当（※））を有すること （※）英語でのメールのやりとりができること ・普通自動車運転免許	0155-65-4133

(※1) 市役所のワーク・ライフ・バランスの実施に向け、主な業務内容のほか「所属課内外の応援に関すること」も従事すべき業務の内容に含まれます。

(※2) 報酬額は「6 報酬」の表をご覧ください。

## 6 報酬

報酬額は、学歴や職歴の期間等に応じて基準に従い、報酬額を決定します（上限あり）。 ※報酬額の個別照会にはお答えできません。

支給日は当月20日です（いずれも支給日が土日祝日の場合は直近の営業日）。

なお、昇給はありませんが、翌年度再度の任用がされた場合、職歴の期間等によっては月額が増額となる場合があります。

区分	職種	週の勤務時間	報酬月額
ウ	事務員Ⅱ	29時間	122,100円 ~ 160,100円

## 7 主な勤務条件

<b>期末手当 (賞与)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日に在職し、任期が6か月以上にわたる職員であり、かつ、所定労働時間及び勤務実績が週15時間30分以上の職員に対し、基準に従い支給します。</li> <li>・支給率は基準日時点での在職期間に応じた期間率を乗じて決定し、支給額は、「期末手当基礎額(※) × 支給率 × 期間率」によって算出します。ただし、育児休業や育児短時間勤務期間等、在職期間から除算される理由があります。</li> <li>(※) 報酬が月額の場合は「報酬月額」、日額の場合は「基準日以前6カ月以内の実績における、基本報酬額の1月あたりの平均額」が期末手当基礎額となります。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>基準日</b></td> <td>6月1日</td> <td>12月1日</td> </tr> <tr> <td><b>支給率</b></td> <td>1.275月</td> <td>1.275月</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(例) 令和4年4月1日付で新たに任用された職員の6月期の場合 令和4年6月1日時点での在職期間が「3か月未満」のため、期間率として「30/100」を乗じます。 「期末手当基礎額 × 1.275月 × 30/100」</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間率</th> <th>3か月未満</th> <th>3か月以上5か月未満</th> <th>5か月以上6か月未満</th> <th>6か月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の30</td> <td>100分の60</td> <td>100分の80</td> <td>100分の100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※支給率、期間率は令和4年1月1日現在</p>		6月期	12月期	<b>基準日</b>	6月1日	12月1日	<b>支給率</b>	1.275月	1.275月	期間率	3か月未満	3か月以上5か月未満	5か月以上6か月未満	6か月	100分の30	100分の60	100分の80	100分の100
	6月期	12月期																	
<b>基準日</b>	6月1日	12月1日																	
<b>支給率</b>	1.275月	1.275月																	
期間率	3か月未満	3か月以上5か月未満	5か月以上6か月未満	6か月															
	100分の30	100分の60	100分の80	100分の100															
<b>通勤費用</b>	・基準に従い、通勤方法及び距離に応じて通勤費用を支給します（上限：月額の場合55,000円）。																		
<b>休日</b>	・週休日（原則、土曜日・日曜日）、祝日、月～金曜のうちの1日、年末年始（12月29日～1月3日）																		
<b>休暇</b>	<p><b>再度任用の上限回数が1回以上の職</b></p>																		
<b>加入保険</b>	健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等																		
<b>条件付採用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第22条及び第22条の2第7項に基づき、採用から1か月間は条件付採用となり、その間その職務を良好な成績で勤務した場合に正式採用となります（条件付採用期間中も基本的に報酬等の勤務条件は正式採用後と同様です）。ただし、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。</li> <li>※再度の任用の場合も同様に条件付採用が適用されます。</li> </ul>																		

<p><b>服務</b></p>	<p>・会計年度任用職員は、地方公務員法の服務規定が適用となり、「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念」しなければなりません（地方公務員法第30条）。服務上の規定とは服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限（※）です。また、交通法規違反はもとより、職務専念義務違反等全体の奉仕者としてふさわしくない行為に対しては、免職・停職・減給・戒告の懲戒処分の対象となります。</p> <p>※パートタイム会計年度任用職員（週38時間45分より短い勤務時間の職員）は、原則兼業を行うことができます。ただし、以下の場合は兼業が認められませんので留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業先に勤務時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合</li> <li>・兼業先との間に特別な利害関係またはその発生の恐れがあり、職務の公正さを欠く業務に従事する場合</li> <li>・兼業することが、公務員としての信用を傷つけ、または不名誉となる恐れがある場合</li> </ul>										
<p><b>再度の任用</b></p>	<p>・会計年度任用職員の任期は、1会計年度内ですが、再度任用の上限回数が1回以上の職は、業務が継続し、勤務成績が良好な場合に限り、再度任用の上限回数の範囲内で翌年度以降公募によらず再度の任用を行うことができます。※業務が継続せず、職そのものが廃止となる場合は、再度の任用はありません。</p> <div style="text-align: right;"> <p>(例) 令和4年4月1日付で再度任用の上限回数4回の職に任用された場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">R4 (1年目)</td> <td style="text-align: center;">R5 (2年目)</td> <td style="text-align: center;">R6 (3年目)</td> <td style="text-align: center;">R7 (4年目)</td> <td style="text-align: center;">R8 (5年目)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">試験による採用</td> <td style="text-align: center;">公募によらず再度の任用 (1回)</td> <td style="text-align: center;">公募によらず再度の任用 (2回)</td> <td style="text-align: center;">公募によらず再度の任用 (3回)</td> <td style="text-align: center;">公募によらず再度の任用 (4回)</td> </tr> </table> </div>	R4 (1年目)	R5 (2年目)	R6 (3年目)	R7 (4年目)	R8 (5年目)	試験による採用	公募によらず再度の任用 (1回)	公募によらず再度の任用 (2回)	公募によらず再度の任用 (3回)	公募によらず再度の任用 (4回)
R4 (1年目)	R5 (2年目)	R6 (3年目)	R7 (4年目)	R8 (5年目)							
試験による採用	公募によらず再度の任用 (1回)	公募によらず再度の任用 (2回)	公募によらず再度の任用 (3回)	公募によらず再度の任用 (4回)							
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場はありませんので、自家用車で通勤する場合は各自で確保してください。</li> <li>・退職手当は支給されません。</li> </ul>										

## 8 試験

<p><b>試験日</b></p>	<p>令和4年3月18日（金）を予定 ※試験日を指定することはできません。</p>
<p><b>試験会場</b></p>	<p>帯広市役所本庁舎10階会議室等（帯広市西5条南7丁目1番地）</p>
<p><b>試験内容</b></p>	<p>面接試験</p>
<p><b>持ち物</b></p>	<p><b>受験票</b> ※受験票は3月11日（金）に発送予定です。 <b>3月14日（月）までに受験票が届かない場合は観光交流課（0155-65-4133）へご連絡ください。</b> ※試験日及び試験会場の詳細は、受験票をご確認ください。</p>

## 9 合格発表

<p><b>発表日</b></p>	<p>令和4年3月24日（木）予定</p>
<p><b>発表方法</b></p>	<p>受験者全員に合否を郵送により通知します。</p>

## 10 その他

勤務先の所在地は次のとおりです。

- ・市役所本庁舎（帯広市西5条南7丁目1番地）

## 11 問い合わせ先

帯広市経済部観光交流室観光交流課親善交流係（0155-65-4133）